

国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項

平成16年4月1日
契約担当役裁定

(趣旨)

第1条 本要項は、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則（平成16年規則第81号。以下「契約規則」という。）第35条の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）において発注する工事の請負契約に関し、国立大学法人鹿児島大学会計規程（平成16年規則第75号。以下「会計規程」という。）及び契約規則、その他の規程・規則又はこれらに基づく特別の定めによるほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
2 この要項において「電子情報処理組織」とは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。

(競争参加者の資格等)

第3条 競争に参加する者に必要な資格及び資格審査の取扱いについては、別に定める。

(入札保証金の納付等の明示)

第4条 契約担当役は、一般競争入札のための公告をするときは、入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）の全部を納めさせない場合を除き、当該公告において、当該入札について入札保証金を納付すべきものであること及び当該入札保証金は契約の相手方（会計規程第29条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下同じ。）が契約書の取りかわしをしないときは、本学に帰属するものであることを明らかにしておかなければならない。
2 前項の規定は、指名競争入札のための公示及び指名通知をする場合に準用する。この場合において、同項中「公告」とあるのは「公示及び指名通知」と、「当該公告」とあるのは「当該公示及び当該指名通知書」と読み替えるものとする。

(入札保証金の納付手続き)

第5条 契約担当役は、一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争における指名者（以下「競争加入者」という。）に入札保証金（入札保証金として納付させる担保が、次項に規定するものである場合を除く。）を納付させるときは、入札保証金納付書に入札保証金を添えて、提出させなければならない。
2 契約担当役は、入札保証金として納付させる担保が、銀行又は契約担当役が確実と

認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規程する金融機関をいう。）（以下「銀行等」という。）の保証書であるときは、競争加入者に当該保証書を入札保証金納付書に添付して提出させ、遅滞なく、当該保証をした銀行等との間に保証契約を締結しなければならない。

- 3 契約担当役は、前 2 項の規定による入札保証金及び入札保証金納付書等の提出があったときは、調査のうえ、競争加入者にこれを封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として納付させる担保が銀行等の保証であるときはその保証金額及び競争加入者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させなければならない。

（入札保証金等の還付）

- 第 6 条 契約担当役は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）について入札保証金を納付させている場合において、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時にこれを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては当該競争入札に係る契約書を取りかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付しなければならない。

（競争執行の日時及び場所）

- 第 7 条 契約担当役は、競争を執行する場合において、品質、性能等の同等性の立証をさせるため、技術審査を行うためその他必要と認めるときは、入札書の受領最終日時以降において合理的と認める日時を開札日時とすることができる。
- 2 契約担当役は、競争を執行する場合は、公告又は公示及び指名通知書に示した日時及び場所において開札をしなければならない。

（入札場の自由入退場の禁止）

- 第 8 条 契約担当役は、競争加入者（その代理人を含む。以下同じ。）及び入札執行事務に係るのある職員のほか、入札場に入場させてはならない。
- 2 契約担当役は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、競争加入者でいったん入場した者の退場を許してはならない。

（競争入札の取り止め等）

- 第 9 条 契約担当役は、競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあるものと認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

（入札の執行）

- 第 10 条 契約担当役は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載し、又は記録した入札書を提出させなければならない。

- (1) 請負に付される工事の表示
 - (2) 入札金額
 - (3) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は電子署名
 - (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印又は電子署名
- 2 契約担当役は、あらかじめ、競争加入者に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争加入者が印を押しておかなければならないことを知らせておかなければならない。
- 3 契約担当役は、代理人が入札をするときは、あらかじめ、競争加入者から代理委任状を提出させなければならない。
- 4 契約担当役は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。
- 5 契約担当役は、競争加入者に電子情報処理組織を使用する方法により入札書を提出させるときは、前項の規定にかかわらず、当該入札書その内容が認知できない方法により、入札執行の場所に提出させなければならない。

（無効の入札書）

第 11 条 契約担当役は、入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効のものとして処理しなければならない。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事項の記載又は記録のない入札書
- (4) 前条第 1 項第 3 号の事項（住所を除く。）の記載又は記録のない又は判然としない入札書
- (5) 前条第 1 項第 4 号の事項（競争加入者本人の住所を除く。）の記載又は記録のない又は判然としない入札書（記載又は記録のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (10) 公告又は公示及び指名通知書において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

- 2 契約担当役は、あらかじめ、競争加入者に、前項各号の一に該当する入札書があったときは、無効のものとしてこれを処理することを知らせておかなければならない。

(落札者の決定)

第 12 条 予定価格以内の価格で、最低の価格の有効入札をした者を落札者とする。ただし、契約内容によっては、この限りではない。

- 2 契約担当役は、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。
- 3 契約担当役は、前項の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせなければならない。
- 4 契約の性質又は目的から第 1 項の規定により難い契約については、会計規程第 29 条第 3 項の規定により、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの（第 1 項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の基準等)

第 13 条 契約担当役は、契約規則第 22 条第 1 項に規定する契約のうち同規則同条第 2 項第 2 号に規定する基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあっては最低価格又は前条第 4 項による入札者を直ちに落札者とししないものとする。

- (1) 競争入札ごとに予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当役が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合
- (2) 前号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乘じて得た額を下廻る入札価格であった場合
- 2 前項各号の契約担当役が定める割合については、文部科学省発注工事請負等契約規則第 13 条の基準の運用について(平成 20 年 11 月 18 日付け 20 文科施第 351 号文教施設企画部長通知(令和元年 10 月 23 日改正))の規定を準用するものとする。
- 3 第 1 項各号の一に該当し、かつ低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の施行について(平成 21 年 3 月 31 日付け 20 文科施第 8045 号大臣官房文教施設企画部長通知(令和元年 10 月 23 日改正))に該当する場合は、同規定を準用するものとする。

(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の調査等)

第 14 条 契約担当役は、契約規則第 22 条第 1 項に規定する契約のうち工事の請負契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなったときは、直ちに当該入札価格が次の各号の一に該

当することにより低廉となったものであるかどうかについて調査しなければならない。

- (1) 入札に付した工事の請負に充てる資材について、入札者の取得したときの価格が当該工事の請負の入札時の価格より低廉なこと。
 - (2) 入札に付した工事の請負に充てる資材について、入札者が他の工事の請負に必要な資材と併せて購入することによりその価格が低廉となること。
 - (3) 契約の履行にあたり、入札者が有している技術及び資料等を利用することによりその価格が低廉となること。
 - (4) 入札に付した工事の施行場所又はその近くにおいて同種の工事を施行中又は施行済であって、当該工事に係る器材を転用することができること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、契約担当役が認める特別の理由があること。
- 2 契約担当役は、前項各号の一に該当することにより入札価格が低廉となったものと認める場合には、契約の内容に適合した履行がなされるものと認めることができる。

(契約書の作成及び契約保証金の納付時期)

- 第 15 条 契約担当役は、競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 7 日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間）に、契約の相手方と契約書の取りかわし（契約規則第 24 条第 1 号の規定により契約書の作成を省略する場合にあっては、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面（以下「請書等」という。）の徴取をし、及び会計規程第 31 条第 1 項ただし書の規定により契約保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）の全部を納めさせない場合を除き、契約の相手方に契約保証金を納付させなければならない。
- 2 契約担当役は、随意契約をする場合において、当該契約について契約書を作成するとき又は契約保証金を納付させるときは、速やかに、契約の相手方と契約書の取りかわしをし、又は契約の相手方に契約保証金を納付させなければならない。

(契約保証金の納付手続き)

- 第 16 条 契約担当役は、契約の相手方に契約保証金を納付させるときは、次の各号により、当該各号に定める手続きをさせ、当該各号の領収証書等を契約保証金納付書に添えて提出させなければならない。
- (1) 契約保証金として納付させるものが現金であるときは、契約の相手方に、当該現金を本学が指定する金融機関に振り込ませ、振込を証明する書類を提出させること。
 - (2) 契約保証金として納付させる担保が、銀行等の保証であるときは、当該保証を証する書面を提出させ、遅滞なく、当該保証をした銀行等との間に保証契約を締結すること。
 - (3) 契約保証金として納付させる担保が、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証であるときは、当該保証を証する書面を提出させ、遅滞なく、当該保証をした保証事業会社との間に保証契約を締結すること。

(履行保証保険契約)

第 17 条 契約担当役は、契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を提出させるものとする。

(公共工事履行保証証券)

第 18 条 契約担当役は、契約の相手方が公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を提出させるものとする。

(工事請負契約基準)

第 19 条 契約担当役は、工事に関する請負契約（以下「工事請負契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第 1 号の工事請負契約基準（以下「工事請負契約基準」という。）を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

2 契約担当役は、特別の事情がある場合には、工事請負契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

(契約書)

第 20 条 契約担当役は、工事請負契約の契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合は、契約事項として、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 請負に付する工事の表示
- (2) 請負代金額
- (3) 各会計年度における請負代金の支払の限度額（国庫債務負担行為に係る契約の場合に限る。）
- (4) 各会計年度における請負代金の支払の限度額に対応する各会計年度の出来高予定額（国庫債務負担行為に係る契約の場合に限る。）
- (5) 施工場所
- (6) 着工時期
- (7) 完成期限
- (8) 工事を施工しない日又は時間帯（工事を施工しない日又は時間帯を定める場合に限る。）
- (9) 完成通知書の送付先
- (10) 請負代金の支払をすべき回数
- (11) 前金払をすべき金額及び時期並びに当該前金払をしたものの用途及び当該用途以外の用途に使用禁止の特約（前金払をする場合に限る。）
- (12) 請負代金（部分払金及び前払金を含む。）の請求書送付先
- (13) 契約保証金の額（契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合及び公共工事履行保証証券による保証を付する場合はそのことの表示又は契約保証金を納付しない場合にあってはその旨の表示）
- (14) 工事の目的物又は工事材料についての火災保険その他の保険の契約に関する事項（保険契約をさせる場合に限る。）

- (15) 工事請負契約基準によるべき旨の表示
- (16) 契約に関する紛争の処理方法
- (17) 契約書記載外事項の処理方法
- (18) その他工事請負契約に関し必要な事項

(工事費内訳明細書及び工程表)

第 21 条 契約担当役は、工事請負契約を結んだときは、当該契約を結んだ日から 15 日以内に、受注者から工事費内訳明細書及び工程表を提出させなければならない。ただし、契約担当役が必要と認めない場合は、この限りでない。

(工事既済部分価格内訳書)

第 22 条 契約担当役は、工事の既済部分について、契約に基づき部分払をしようとするときは、あらかじめ、受注者から工事既済部分価格内訳書を提出させなければならない。

(公共工事の請負代金の前金払の制限)

第 23 条 契約担当役は、保証事業会社の保証がある場合においても、請負代金について前金払をすることが特に必要又は本学に有利であると認められる場合を除き、前金払をすることができない。

- 2 契約担当役は、前項の前金払をしようとするときは、受注者から保証事業会社の前払金の保証契約証書を提出させなければならない。

(署名)

第 24 条 この要項により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあつては、署名をもってこれに代えることができる。

(雑則)

第 25 条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、契約担当役が別に定める。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 20 年 6 月 3 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 20 年 9 月 9 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 21 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 22 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 23 年 5 月 9 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 18 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 2 年 6 月 16 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 2 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 3 年 7 月 1 日から実施し、令和 2 年 12 月 25 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 5 年 3 月 29 日から実施し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。